

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
35	介護保険居宅サービス利用者負担の軽減に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

越谷市は介護保険居宅サービス利用者負担の軽減に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響が及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

越谷市長

公表日

令和6年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険居宅サービス利用者負担の軽減に関する事務
②事務の概要	低所得者に対し、介護保険居宅サービスに要する費用の一部を助成する。特定個人情報ファイルは以下の事務に使用している。 ・越谷市介護保険居宅サービス利用者負担額軽減事業実施要綱第4条の利用者負担額の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・同要綱第7条第1項の利用者負担額の助成の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務
③システムの名称	介護保険システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険システム（給付管理）	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第9条第2項 越谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 第4条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法 第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	地域共生部介護保険課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	越谷市総務部総務課 住所：〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話：048-963-9136
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	越谷市地域共生部介護保険課 住所：〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話：048-963-9169

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [O] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月28日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第8号を予定	番号法 第19条第8号	事後	番号法が改正されたことに伴う変更
平成30年6月5日	特定個人情報保護評価書の見直し	変更なし	変更なし	事後	
令和1年6月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	加藤 和美	課長	事後	様式の見直しによる記載事項の変更
令和1年6月18日	IVリスク対策	なし	1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 2. 特定個人情報の入手 3. 特定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5. 特定個人情報の提供・移転 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報の保管・消去 8. 監査 9. 従業者に対する教育・啓発	事後	様式の見直しによる記載事項の追加
令和2年3月18日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 上記2項目の「いつ時点の計数か」欄	平成28年3月1日時点	令和2年2月1日時点	事後	評価の再実施による変更
令和3年11月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部介護保険課	地域共生部介護保険課	事後	組織改正に伴う変更
令和3年11月29日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	福祉部介護保険課	地域共生部介護保険課	事後	組織改正に伴う変更
令和3年11月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第8号	番号法 第19条第9号	事後	番号法改正に伴う変更
令和6年9月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム	介護保険システム、統合宛名システム、中間サーバー	事後	評価書の見直し
令和6年9月30日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	介護保険居宅サービス利用者負担軽減ファイル	介護保険システム(給付管理)	事後	評価書の見直し
令和6年9月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 上記2項目の「いつ時点の計数か」欄	令和2年2月1日時点	令和6年9月1日時点	事後	評価書の見直し